

令和元年 9 月 25 日

沖縄県議会議長

新 里 米 吉 殿

派 遣 議 員

団 長 新 垣 清 涼

座 波 一

花 城 大 輔

比 嘉 京 子

玉 城 武 光

同 行 議 員

山 内 末 子

「有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書」の要請議員団報告書

1 派遣議員

(1) 派遣議員

団長 新垣清涼
座波一
花城大輔
比嘉京子
玉城武光

(2) 同行議員

山内末子

2 派遣目的

令和元年第4回議会(定例会)の7月11日の会議において議決された上記の意見書の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

令和元年7月22日(月)～23日(火)(2日間)

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

団長が意見書の趣旨を説明した後、各団員からは、PFOS等に関する健康影響を明らかにし、早急に公共用水域・土壌などの環境基準値及び水道水質基準値等を設定すること、PFOS等に係る汚染原因の究明のための調査を国において実施し、調査結果に基づく適切な対策を行うこと、「在日米軍施設・区域環境調査委託業務」の調査項目にPFOS等を追加した上で、米軍基地への立入調査を行い、その結果を米軍基地における過去のPFOS等の使用状況も含めて公表し、汚染が確認された場合は適切な措置を講じること、沖縄県や関係市町村が実施する調査など、PFOS等対策に係る費用を負担すること、また、過去のPFOS等対策に要した費用を補償すること等について強く要請した。

6 要請に対する答弁の要旨（要請順）

〈令和元年 7 月 22 日（月）〉

○ 環境大臣 原 田 義 昭

環境大臣不在のため、小野洋水・大気環境局長へ手交した。

（水・大気環境局長 小 野 洋）

P F O S については、国際的な基準設定の前提となるデータもまだ十分でなく、一部アメリカの D P A 等で勧告値という形があるが、国のほうでは要調査項目となっており、全国でさまざまな調査をして知見を収集するという段階である。

沖縄の米軍の件については、環境省の者が議長役を務める日米の環境分科会において、立入調査の申し入れなどを行っており、残念ながら申し入れを受け入れるところには至っていないが、これについては引き続き求めていく。

この問題は環境省だけの話ではないので、外務省、防衛省及び厚労省と連携しながら対応していきたい。

（質疑応答）

Q 環境省だけのことではないが、他省庁と一緒にあってしっかりと取り組んでほしい。国民の健康にかかわる問題であり、影響がはっきりしていないとしても、世界的に製造・使用の禁止されているのは、物質に対する疑義があるからである。早目に調査して基準を決めていただきたい。私も普天間基地の隣の地域に住んでおり、同じ水系で P F O S の含有量が高く（1500ナノグラムパーリッター）、地域の皆さんも心配しながら使っている。早目に調査して対策をとってほしい。

A ほかの省庁と連絡をとりながら、どうするのが一番効果的・効率的かという点から、環境省としてもやっていく必要があると理解している。現地の状況も教えていただきたい。特に沖縄県の役割は重要であり、おっしゃるような調査も沖縄県に委託して実施するため、県とも相談しながら対応していきたい。

Q 米軍も自分たちの消火剤が原因ではないというのであれば、堂々と調査をさせるべきである。日米安保の地位協定等で、調査をして環境基準の J E G S で厳しいほうをお互いにやろうということを決めたのだから、やはり県民

を不安にするようなことはやめていただきたい。

A 新聞記事等も見ているが、米軍も一応、物は代替している—米国国内でも製品として使えない状態になっている。

Q 米軍は検討するとは言うが、緊急でなければ使わないといった表現である。年2回くらい調査しても一向に数値が下がらない。まだ基地の下に眠っているものがゆっくり出てきているのか、その辺がよくわからない。きちんと調査をして、中和剤を通すなり、それを吸収するなり、対策をしていただきたい。

Q 安保体制を容認する立場であるが、基地をめぐる、今現在沖縄のこの複雑な感情の中で、このような問題が明らかになりつつあり、委員会でかなり突っ込んだ議論をした。県民の生命、安心・安全に影響があり重要ということで全会一致で意見書を可決したので、今言ったとおり、ぜひとも原因の究明はやらなければいけない。省庁間のさまざまな手続はあろうが、一日も早く県民の不安をなくすために、ぜひとも取り計らっていただきたい。

A 県や関係省庁とよく相談して、環境省としてできることをやっていきたい。

Q 我々から見るとのんびり感が伝わってくる。平成21年4月に要調査検討事項に登録されてもう10年がたっている。その10年間何をしてきたのかということもさることながら、さきの5月10日の大臣発言で、3年間放置してきたことをみずから認めて早速調査しますと言っている。いつからどのような内容でどう進めるのか、具体的な考えをぜひとも伺いたい。

A 要望項目の3つ目は環境省の調査委託業務のことと思うが、やり方は今沖縄県と相談中であり、この場でいつどこでどういうふうにと申し上げられないが、県とよく相談して対応していきたい。

それから、要調査項目に指定した後の動きについては、物質として沖縄県にとどまらない全国の問題であって、今まで日本のさまざまな地域で調査をしてきている。今のところほかで高濃度で出たということはないが、沖縄の場所については、県あるいは防衛局の調査で数字も出ているので、県とよく相談して、地元の情勢や状況、地形とか、どのように水を使っているかなど、話を聞きながら対応していきたい。

Q ぜひ沖縄に来て現地調査をしてほしい。

○ 防衛大臣 岩屋 毅

防衛大臣不在のため、中村吉利地方協力局長へ手交した。

(地方協力局長 中村吉利)

有機フッ素化合物の関係は、3年前に濃度の高い形で発見されて以降、皆様が大変心配されているということは、我々、政府として大変重要な問題であるとして重く受けとめている。環境省のみならず厚生労働省、我々防衛省や外務省も含めて関係省庁が密接に連携をしながら、解決の方策を見つけていきたい。基準の設定は環境省、厚労省の所管になるが、我々もこれがないと米軍を動かす上でもなかなか難しいところがある。原因究明については、政府の関係機関の中で密接に連携をしていきたい。

要請項目3の在日米軍施設・区域の環境調査委託業務において、PFOSをどのように位置づけて調べていくかについても、先ほどの方針に基づいて対応していきたい。

県が3年前から要望している立入調査については、我々も直ちに米側に対し、このような物質が出て非常に懸念されるので何とか実現をさせてくれとお願いをし、その後も事あるごとに要請してきているが、米側は基準がないということ盾にとって動かないところがある。繰り返しになるが、そういった点も踏まえながら関係省庁と連携していきたい。また、我々としても嘉手納基地・普天間基地の立ち入りを要望しており、なかなかこれも難しい状況ではあるが、こちらも実現に向けてできるだけ努力をしていきたい。その中で得られた情報は、もちろん共有できるものは適切な形で共有をしていきたいし、何よりもいろいろな対策をやっていくことが重要だろうと思っている。これまでPFOSを含まない消火器にかえてもらうようお願いをしてきて、米側も若干というか徐々に動いてきているところ。こうしたPFOSに対する懸念は国政の場においても、日本全国でも懸念の材料になっており、米側にも、できるだけ早くこれに含まないものにかえるよう、より一層動きを強めていきたい。

4点目として、費用の負担や補償という項目については、調査や上京等で大変な負担になるというのはおっしゃるとおりだと思う。ただ補償となると、因果関係やいろいろな状況をそろえなければならず、今の段階で補償まで踏み込むのは難しいところではあるが、我々としては何とかしなければということで、ことしから北谷浄水場に補助金を提供して多少なりとも皆さんの懸念の払拭と負担の軽減を図っていききたいと考えている。

このほかにも要望があれば、我々防衛省としても可能な範囲で対応してまい

りたい。また、沖縄防衛局ともいろいろ意見交換、情報の共有をしていきたい。

(質疑応答)

Q 環境協力に関する日米合同委員会での1973年の合意や、日本環境管理基準 J E G S でも、より厳しいものを適用する考え方があるにもかかわらず、今米軍に対して調査を求めても、何だかんだいってなかなか調査をさせない。米軍は、自分たちはそれは使わない、使っていないと言うが、報道を見ると、緊急時以外は使わないという表現である。何だ、まだ持っているのかと。それが廃棄物として倉敷に運ばれたとか、今度は倉敷で地下浸透していったらどうなんだろうと。防衛省は米軍基地を提供している側である以上、しっかりとその環境について県民、国民に影響がないような対策をとっていただきたい。米軍が大丈夫だと言うなら県の調査をさせてもらいたい。環境省ができれば、防衛省のほうで提供者として責任を持って調査をしていただきたい。

A 皆さんが日常的に触れる水の問題なので、本当に重要であると思う。米軍の説明では2016年以降使っていないということだが、まだ若干残っているということでもあるので、それは早く交換をしてもらおう。ここ3年は使っていないという状況の中で、まだ濃度の高い形で出ている因果関係をまず突きとめることが重要だと思うので、繰り返し米側とも調整をして、立入調査なりを実現するよう努めていきたい。

Q P F O S の問題は命にかかわる水の問題でもあり、関係省庁と調整の上で要望に応じていただきたい。日米安全保障条約や基地の存在を認める立場から、今後善良な信頼関係を築くためにも、県民の不安には応えていただきたい。ある意味違う立場での意見や文言の調整だったが、全会一致ということで要請しているので、よろしくお願ひしたい。

Q この問題が発覚してから、基地の周辺だけではなく県内の幅広い場所で数値が高くなっている。子供たちや赤ちゃんも直接飲む水の中に蓄積されているような状況で、過去のアスベスト問題の件もあり、県民、特に母親たちの不安は高まっている。立ち入りを認め、まずは原因の特定を急いでほしい。

Q ことしの3月に、防衛省は立入調査を断念したとの報道があるが事実か。今後も申し入れをしていくのか。

A ことしの3月ということではなく、この問題が生じた平成29年の調査から、

累次の機会をもって米側と立ち入りの件を調整しているが、調整の結果、平成30年度の調査実施について基地内のサンプリング調査の実現に至らなかったということである。3月ではない。今後も引き続き申し入れていく姿勢に変わりはない。

Q 1973年の日米合同委員会の環境に関する協力合意の中で、自治体による現地調査、現地司令官への基地立ち入り申請権が認められていると理解しているが、そのことが発覚したのが2003年3月の外務大臣答弁である。沖縄県は70年代からずっと皆さんのところへ問い合わせしてきた経緯があるはずだ。過去にアスベストやさまざまな米軍からの垂れ流し等があり、沖縄県民からすると歴史的経緯がある。悠長な対応ではいけない。JEGSでは、アメリカの法律と日本の法律いずれかの厳しい基準に合わせて対応することになっているはずだが、この取り決めが全く生かされていないのではないか。先ほどの環境省では、要検討事項に入っているのが平成21年、10年たってもその基準を決めていないことで今の問題がある。迅速な対応をお願いしたい。

A JEGSにおいて、PFOSは対象物質として記載されているが、PFOAのほうはこれからの国際的な動きを捉えながら載せていくことになる。ただ、飲料水としての健康勧告値ではなく、いわゆる環境基準としての基準がない点ではアメリカも日本も国際的にも同じような状況である。健康勧告値をJEGSの基準としては記載できないため、なかなか難しい問題である。PFOSにせよPFOAにせよ、1日の摂取の限量が国際的に定まっていない中で、国内的に何ができるのかを検討し、できることはやっていくことが重要だと思う。我々も、因果関係がはっきりしない中ではあるが、補助金を出し、累次米側にもお願いもしているところであり、できることはできるだけ早く進めてまいりたい。

Q 皆さんの3年前の調査の結果について、資料提供はできるか。

A 説明も含めて提供させていただきたい。

○ 外務大臣 河野 太郎

外務大臣不在のため、鈴木量博北米局長へ手交した。

(北米局長 鈴木 量 博)

有機フッ素化合物PFOSに関しては、地元の皆様にとって非常に重要な案

件だと認識している。いただいた意見書は外務大臣にしっかりと報告したい。この問題については、今、まさに政府内、環境省、厚生労働省、防衛省、外務省それから内閣官房一体となって、どのような対応ができるのか協議しているところである。WHO等の国際機関においても基準値が確定していない現状もあり、引き続きリスクに関する知見の集約が必要だと承知しているが、各所管省庁と緊密に調整して対応策を決めていきたい。県民の皆様が大きな不安を抱えていることを我々も十分に認識している。米側へは、消火剤の早期交換について繰り返し要請してきているところ、具体的な進展としては、嘉手納飛行場ではP F O Sを使用しない泡消火剤への交換に向けた契約を結んだところであり、普天間飛行場においても早期の交換に向けて作業が進められていると認識している。引き続き緊密に連携して、なし得る措置についてはできる限り早急にやっていくということを考えたい。

(質疑応答)

Q 米軍による2014年から2017年の嘉手納基地内のP F O S調査について、その結果は米軍から届いていないのか。それは公表されているのか。

A 報道によると、アメリカの情報公開請求で文書開示されている。その文書はアメリカ側から提供を受けているが、私どもとの関係で公表するかどうか、それは我々がやる話かどうかということについては、米側との調整が必要であり、今後、関係省庁と連携してしっかりと対応していきたい。

Q 米国では70ナノグラムの健康基準値が設定され、世界的にも製造・使用禁止という方向にある中、県民は非常に懸念をしている。米軍としてはもう使っていないというようなことを言うが、実際に水から高濃度でP F O S等が出ている。環境省には早目に基準を立ててほしい、外務省、防衛省にはきちんと調査をしてほしい、米軍が調査して問題ないのであれば数値を公表してほしい、ぜひその辺の対応をお願いしたい。

A 私どもとしても、なるだけ不安を払拭するという観点から、何ができるかということをよく考えて、在日米軍との関係では、防衛省の地方協力局とも緊密に連携しながら対応していきたい。今あるP F O S等が使われない、ほかのものにかえていくということが一番重要であり、それは我々としても米軍に要請している。米軍には、地元住民の健康問題でもあるが、彼らにとっての健康の問題でもあり、基地で働く人々の環境、生命の問題でもあるので、しっかりと対応してほしいと言っている。

Q 先ほどの調査結果は共有をされていて、米軍側に公表の了承を求めているということだが、交渉の経緯はどうなっているのか。

A 資料については、アメリカの情報公開制度で公表されていると認識している。それと同じものについては、我々もしっかりと米側からもらっていることに尽きると思う。我々にとって重要だと考えられるものについては、必要な情報を提供するように米側に要求はしているが、それに対しては米側からは回答が今のところ得られていない。別途報道機関等で情報公開請求をしたものについては、こういうものを報道機関に出しますということで、我々も米側からそれをもっているということである。

Q 沖縄からすると、どこが先に何をすることによって物事が動くのか、外からは見えにくい。関係する5つの所管省庁でこれまでどれくらいの回数話し合って、どういう進捗があり、今後どういうふうに進めていく考えなのか。

A まさに今この時点で関係省庁で協議をしているため、私からこの段階でお話できることがなく、また、環境省や厚生労働省がやる話について外務省の私が回答する立場にない、申しわけない。ただ、それぞれの役所が、これは住民の生活・安全にかかわる問題であり、何らかの手当てを打たなければいけないという基本的な認識については共有し、対応を検討しているところである。

Q 外国の軍隊が使っている施設の周りで、世界的に製造も中止、使用も禁止という物質が出ている。県民、国民の健康については、国の責任で調査、対策をやっていただきたい。

○ 沖縄及び北方対策担当大臣 宮 腰 光 寛

沖縄及び北方対策担当大臣不在のため、宮地毅政策統括官（沖縄政策担当）へ手交した。

（政策統括官（沖縄政策担当） 宮 地 毅）

県民の皆さんは不安だろうと思う。内閣府は直接という形ではないが、関係省庁が密接に連携して、不安払拭のために動いていくと思う。お預かりしたのは大臣に伝えさせていただきたい。

（質疑応答）

Q この意見書は全会一致で採択している。沖縄県民は感情的に非常に微妙なところがある中で、このPFOSの問題がさらに問題をあおり立てていく状況もあり、大変危機感を持っている。沖縄県民の飲み水、地域の汚染に対する不安に対し、しっかりと因果関係を調査してしかるべき対策を立てていただきたい。内閣府で関係省庁を取りまとめていただくような形でも頑張ってもらいたい。

Q 世界的にも使用禁止、製造禁止になっている物質が使われているということで、県民は非常に不安を感じている。発がん性物質が含まれている可能性があるのであれば、国際機関が決めずとも、日本の中できちっと調査をして米国のように目標値でもいいから決めればいい。

まずは調査したいが米軍がさせてくれないため、余計に疑問、不信感が募り米軍に対する感情というものも高まってくる。そういう意味では、沖縄の声の代表者として、外務省や防衛省の協力を得ながら早目に調査を行い、その結果を明らかにして、国として基地を提供しているわけだから、県民の不安をなくすような方向で一緒に取り組んでほしい。

Q 2015年に環境補足協定がつくられたと大々的にアピールされていたが、今回の対応は非常にいびつである。環境補足協定の立ち入りに関する日米合同委員会の約束事で、JEGSに基づいた考え方とか、立ち入りについてどうするとか細かく言われているが、それを防衛省が申請してもことごとく受け入れられていない、いまだに立入調査もさせてもらえていない。沖縄県民にとって、胎児や母乳をあげるお母さんとか、乳児への調乳をする水道水ということを見ると、沖縄県民の命を守るという強い姿勢で、補足協定がもっと生かされるよう、基準を提案し、また発言をしていただきたい。

A 内閣府で直接持てる話ではないが、こういう状況があるということも十分頭に入れて、私どもの職務の中で動きたいと思う。

〈令和元年7月23日火曜日〉

○ 内閣総理大臣 安倍 晋 三

内閣総理大臣不在のため、松田浩樹内閣審議官へ手交した。

(内閣審議官 松 田 浩 樹)

P F O S が検出されることによって非常に御不安が生じていること自体は、我々としても重く受けとめないといけないと考えている。

基準がないことがポイントの一つになると思うが、継続して摂取した場合にどの程度まで許容されるのかというラインが、WHOを初めとする国際機関でもなかなか確定されていないという現状にあり、何をおいてもまずは知見を集めて、この物質は一体どういうものなのかというものをしっかり解き明かしていくことが必要で、環境省や厚生労働省が今鋭意、急げということで取り組んでいるところだと思う。

同時に、今発生していることへの対応が必要であるが、一つは北谷浄水場が古くなっているということで、現時点で米軍基地が発生源であるか因果関係が定かにはなっておらず難しいところではあったが、できることはしっかりやるという判断で、設備の改良に対して本年度から防衛省の補助金を交付させていただいている。あわせて、現在あるP F O Sを早期に切りかえていくようアメリカ軍側にも要請していて、米軍サイドも我々の要請に沿った方向で動いていると認識している。それぞれの役所の英知を絞ってしっかり協力し合い、政府としてできる限りの対応をしていきたいと考えている。

(質疑応答)

Q 現実問題として米軍基地周辺からP F O S、P F O Aが検出されており、調査させてほしいと言っても米軍が断っている。米軍は消火剤を使っていないとの返答だが、新聞報道では緊急時以外は使わない等となっている。調査をして、以前使ったものが地下に残っているなら、その対策をどうするかということ等を、県も国も一緒になって米軍と協議をしていく、そういう改善の姿が見えてこない。ほったらかさされている感じで、非常に住民が不安を持っている。ぜひそこは国のほうで関係省庁の協力を得て、住民の不安がなくなるように取り組んでいただきたい。

Q これはもう、党派を超えて取り組むべき問題だという認識で一致している。書いてあるとおり調査、原因究明をしっかりとできるようにお願いしたい。

Q 各省庁とも一生懸命やっているのはわかるが、それをどうやって取りまとめて、どう進んでいるのか。これはやはり内閣官房のほうで取りまとめて、沖縄県とも連携をとりながらやっていくのが、県民に対しても今取り組んでいるという姿勢になり、ある意味県民の不安解消につながっていくと思うが、なかなかそれが見えてこない。今後どのように取り組んでいくのか聞かせて

ほしい。

A 党派を超えてお見えになっていること自体、重く受けとめないといけないと認識している。

内閣官房としては、これまでも何度か県や市と閣僚クラスで話をさせていただき、官邸の副長官をヘッドにした作業部会で昨年7月に沖縄に行って、副知事や副市長等をメンバーにして関係省庁が集まり、真摯に向き合ってお話をする場も設けさせてもらったりしている。政府全体としての取り組みになるように努力してきたつもりであるが、まだよく見えないということで、今後も真摯に受けとめて対応を考えていきたい。

Q 一日も早く県民が安心して水が飲めるようにしていただきたい。外国だとホテルではなかなか蛇口から飲めないが、日本は水の安全基準がしっかりしていてホテルでも飲める。日本はそのようによいところなのに、沖縄の私が住んでいるところは蛇口から出る水にPFOS、PFOAが含まれている。45や50ナノグラムという数字だが、私たちが飲んで本当に安心なのか、すぐに健康を害するののかも明らかでない。いい結果が出るようよろしくお願ひしたい。

○ 厚生労働大臣 根 元 匠

厚生労働大臣不在のため、是澤裕二医薬・生活衛生局水道課長へ手交した。

(医薬・生活衛生局水道課長 是 澤 裕 二)

沖縄県のPFOS、PFOAの問題については、県民の方々の不安や、企業局も一生懸命対応しているが、非常に悩ましい状況であると聞いている。基準値がそもそも設定されていない点については厚生労働省の所管の部分であり、国会においても、今の科学的知見に基づいて暫定値でも数字をお示しできるように取り組んでいきたいと御答弁しているところである。早速、検討会、委員会を7月2日に開催して議論を始めており、できるだけ早く基準値、目標値を示せるようにしていきたいと考えている。

これまでどうして数字を決めることができなかつたかというところ、やはりまだまだ毒性評価が難しく、WHOでも基準値、目標値は示しておらず、アメリカやドイツで示されているものもかなりばらつきがある。科学的にも非常に難しいというのが本当の一番の背景である。

ただ、そうは言ってもここまで大きな問題となると、この際、何がしか一定

の数字を目標として示せるよう頑張りたいと考えている。

(質疑応答)

Q 県民の毎日の飲み水であり、アメリカの目標値70ナノグラムを下回るとしても、本当にそれで安心なのか、どれだけ被害があるかもわからない。ある程度の基準値を暫定でも示してもらい、県民が安心して水が飲めるようにしていただきたい。ホテルの蛇口から水が飲める日本において、沖縄県だけがPFOS、PFOAで安心できないということだと、我が県は観光立県として内外からたくさんの方が訪れる、そういう業界にも影響が出る。早目の対処をお願いしたい。

Q PFOS等は分解できずに生物的な蓄積も問題になる、発がん物質的な状況の中にも組み込まれている。米軍基地に水源があること自体がアメリカでは認められていない中で、日本政府として認め続けてきており、これまでの何十年の蓄積の結果を我々が今受けているところであり、沖縄県民からするところの問題だけではない。我々は毎日飲んでいるので、迅速に考えてほしい。今回我々が伺った各省庁とも、重要性を認識し連携してやりますという答えがあったが、一番見えないのが、どこがどうまとめてどのようにやるのか。厚労省でいち早く人体に及ぼす影響を示さないとスタートできないと思うが、この点の認識はどうか。

A おっしゃるとおり、まず目標とすべきところはどこなのかと。水道水の基準を設定して、それをきっかけに環境の規制をどう考えるか、地下水の汚染状態をどう考えるか、というふうにどんどん広がっていくと思う。そういう意味で、私どもが真っ先に目標を示すのが第一歩になると考えている。できるだけ早くという御指摘もよくわかるし、我々もいたずらに先延ばしすることは全く考えていない。できるだけ早くという姿勢で取り組んでいきたい。

Q この意見書は全会一致である。安保条約を容認している立場ではあるが、これは県民生活に影響するものであって、早急に対応してほしいという思いが強く入っている。健康被害を所管する厚労省で危険性を定義しないと、なかなか動かないと思う。よろしくをお願いしたい。

以 上